

2009年1月23日

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会 意見

味の素(株)技術特別顧問

西山 徹

1. 産学官連携のあり方

オープン・イノベーションを通じて国際競争力強化等を実現するため、産学官連携をよりいっそう推進する必要がある。

産学官連携の課題を共有化し、お互いの強みを結びつける産学官協働プラットフォームを形成すべきである。特に重要な分野・テーマについては、産学官がそれぞれの精鋭を選定し、**under one roof**のもと100%専任要員として集結し、目的・目標実現の運命共同体を成す仕組みの構築が求められる。

2. オープン・イノベーションにむけた制度設計

研究振興のため、特許法第69条「試験研究」の解釈をより明確にし、研究への特許使用はフリーとすべきである。このことにより、大学等の研究開発がより促進されるし、企業も基礎研究の委託がやりやすくなる。

特許権の濫用を防ぐ必要がある。「パテントトロール」に対しては特許法における差し止め請求権制限を適切に拡大することが求められる。このことにより、研究開発の促進、リサーチツール特許の流通拡大、ベンチャーの技術移転が促進される。

3. 医療方法の特許化

再生医療を含む先端医療技術の国際的な研究開発競争が激化しており、例えば iPS 細胞を経ないで分化細胞から分化細胞を直接誘導する技術がすでに2008年に発表されている。

今後の再生医療技術は in vitro での研究開発から実用化に向けた in vivo の研究に移行している。実用化には iPS 細胞の標準化・規格化と in vivo 開発が必要であり、それによって産業界の参入を促すことになり、世界と競合できる。

しかし、日本では in vivo 研究は医療行為と区別することができないので、特許化することは困難である。再生医療の産業化実現に向けた in vivo 研究を振興するために医療行為の特許化を早急に検討すべきである。

4. 食品の用途発明の保護のありかた

食品業界団体である日本食品・バイオ知的財産権センターとバイオインダストリー協会は機能性食品を特許で保護することに合意し、両団体合同で回答書を提出する段階である。欧米との競争を公平にするため、欧米と同様の機能性食品審査基準に改定することが必要である。例えば、米国で特許になったが日本では拒絶された機能性食品発明の事例がある。

以上